

第31号様式（第25条関係）
（その1）

年 月 日
殿 管理者 住 所 氏 名 エ ッ ク ス 線 装 置 備 付 届 別紙のとおり，エックス線装置を備えたので，医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

この届出を受理してよろしいか。 年 月 日				台帳整理済	保健所決裁印	保健所受付印
所 長		係	取扱 区分	月 日 ㊟		
			分類 記号			
			保存 期間			

(その2)

1 施設	病院又は診療所の名称			
	所在地			
2 装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数			
	定格出力			
	用途			
3 従事する者に関する事項	氏名	職種	エックス線診療に関する経歴	
4 エックス線装置の エックス線障害の防止に関する構造設備の概要	エックス線管の容器及び照射筒の利用線 錘以外のエックス線量	定格管電圧が50kV以下の治療用エックス線装置	接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率1.0	以下・超える
		定格管電圧が50kVを超える治療用エックス線装置	焦点から1mの距離における空気カーマ率10 mGy/時	以下・超える
			接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率300 mGy/時	以下・超える
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点から1mの距離における空気カーマ率0.25 mGy/時	以下・超える
		上記以外のエックス線装置	焦点から1mの距離における空気カーマ率1.0 mGy/時	以下・超える
		コンデンサ式エックス線高電圧装置	接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率20mGy/時	以下・超える
	附加ろ過板	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	アルミニウム当量1.5mm	以上・未満
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置	アルミニウム当量0.5mm	以上・未満
			モリブデン当量0.03mm	以上・未満
	輸血用血液照射エックス線装置, 治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置	アルミニウム当量2.5mm	以上・未満	
	透視用エックス線装置	透視中の患者への入射線量率	患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率50 mGy/分 (高線量率透視制御装置が有るものは空気カーマ率125 mGy/分)	以下・超える
		警告音等を発する透視時間積算タイマー		有・無
		焦点皮膚間距離装置又は照射防止インターロック		有・無
		エックス線照射野の絞り装置		有・無
		蛍光板等の受像器の通過エックス線	接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ率150 μ Gy/時	
		最大照射野を3.0cmを超える部分の通過エックス線	接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ率150 μ Gy/時	
		被照射体周囲のエックス線しゃへい装置		有・無
	撮影用エックス線装置 (胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)	エックス線照射野の絞り装置		有・無
		定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離15cm	以上・未満
		定格管電圧70kV超の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離20cm	以上・未満
		歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離15cm	以上・未満

		移動型及び携帯型엑스線装置	焦点皮膚間距離20cm	以上・未滿	
		上記以外の엑스線装置	焦点皮膚間距離45cm	以上・未滿	
		移動型及び携帯型엑스線装置並びに手術中に使用する엑스線装置	焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造	有・無	
	胸部集検用間接撮影엑스線装置	角錐型照射機能及び엑스線照射野の絞り装置		有・無	
		受像器の一次防護しやへい体	接触可能表面から10cmの距離において1ばく射につき空気カーマ1.0 μ Gy	以下・超える	
	被照射体周囲の箱状のしやへい物	遮へい物から10cmの距離において1ばく射につき空気カーマ1.0 μ Gy	以下・超える		
治療用엑스線装置(近接照射治療装置を除く。)	ろ過板が引き抜かれたときの엑스線発生を遮断するインターロック			有・無	
5 엑스線診療室の엑스線障害の防止に関する構造設備の概要	天井, 床及び周囲の画壁の外側における実行線量が1mSv/週以下となるしやへい措置		有・無(理由)		
	診療室と操作する場所(操作室)の区別		有・無(理由)		
	診療室の標識		有・無		
	엑스線装置使用中の表示		有・無		
6 엑스線診療室の엑스線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域のしやへい	管理区域の境界における実効線量1.3mSv/3月	以下・超える	
		さく等の立入制限措置		有・無	
		標識		有・無	
	敷地の境界・その他	注意事項の掲示		有・無	
		敷地内居住区域及び境界における防護	敷地内居住区域及び境界における実効線量250 μ Sv/3月		以下・超える
		入院患者の被ばく防止	入院患者(診察による被ばくを除く。)の実効線量1.3mSv/3月		以下・超える
		放射線診療従事者等の被ばく防止	外部被ばくを低減する措置		有・無
従事者等の被ばく線量測定器			有・無		

添付書類

- 1 엑스線室の平面図及び側面図
- 2 しやへい計算書